

伝統的工芸品産業振興補助金

令和4年度概算要求額 7.2億円（7.2億円）

製造産業局 生活製品課
伝統的工芸品産業室

事業の内容

事業目的・概要

- 現在、236存在する伝統的工芸品の指定産地は、ほとんどが個人事業者や中小・小規模企業により支えられています。
- 一方、昨今の生活様式の変化や安価な輸入品の増大による需要の低迷等の課題に直面し、伝統的技術・技法の継承が危機的状況にあります。
- 本事業では、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」の規定に基づき、伝統的工芸品産業の振興を目的とする一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する人材育成及び技術・技法継承、産地指導、普及推進、需要開拓の各事業を補助します。
- 全国的規模・視野に基づく同協会の事業に対する支援を通じて、個々の産地では対応が困難である、国内外のバイヤーや消費者等とのネットワーク構築、海外への情報発信による新規需要開拓等に貢献します。

成果目標

- 各実施事業において成果目標（KPI）を設定するとともに、そのKPIを達成する事業数について全体の8割以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

需要開拓事業（国内外でのPR）

海外展開拠点としてフランス・パリや中国・重慶に常設のショールームを開設し、ブランディングや市場調査を実施するほか、全国大会等を通じて事業者の海外展開や販路開拓を支援します。



【重慶のショールームの様子】



【全国大会（岩手）での出展の様子】

コンサルタント産地支援等事業

意欲とポテンシャルのある産地に外部コンサルタントを派遣し、産地が抱える課題の把握と課題克服のための総合的な支援を行います。コンサルタントが伴走する形で、産地の振興計画等の策定を支援することで、中期的な産地全体のレベルアップを目指します。

